

## 建設工事等に係る契約保証金取扱要領

平成 27 年 3 月 11 日 26 契検第 135 号  
(最終改正：令和 4 年 10 月 18 日 4 契検第 77 号)

### 1 趣旨

建設工事の請負並びに森林整備業務の請負及び委託（以下「建設工事等」という。）並びに建設工事等に係る委託の契約における契約保証金の取扱いについて定め、当該契約事務の円滑な執行に資するものとする。

### 2 契約保証金の納付について

財務規則第142条において、契約保証金として契約金額の100分の10以上の保証金を求めるものと規定されており、原則として、相手方に金銭的保証を求めるものとする。

金銭的保証は、現金で納付させることが通常であるが、地方自治法施行令第167条の16第2項で準用する同施行令第167条の7第2項では、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供をもって代えることができるとされ、財務規則第142条第2項において、次のものを知事が確実と認める担保であるとしている。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 独立行政法人等の発行する債券
- (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形
- (4) 金融機関の保証する小切手
- (5) 金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「前払金保証事業会社」という。）がする保証

また、契約変更により金額が増額となった場合は、変更後の契約金総額に対して求めるものとし、減額の場合は相手方に過度の負担がかかったり、相手方から申し出がない限りは、契約保証金を減額する必要はないとされている。（減額=財務会計事務質疑応答）

なお、上記2(5)による担保の提供を受けた契約について、工期の延長に係る変更契約が行われる場合は、保証期間の変更を証する保証証書の提出を求めるものであるが、前払金保証事業会社がする保証については、保証期間を工期変更に対応した期間に自動的に変更することとし、改めて保証期間の変更を証する証書は発行しないが、変更した工期の末日まで保証責任が存続する旨の確約書が提出され、当該取扱いを県が承諾している（平成10年3月6日付け9監第407号）ため、保証期間の変更を証する保証証書の提出は求めない。

※金融機関等の保証に係る保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、金融機関等が定め発注者が認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保証証書を提出したものとみなす。

### 3 契約保証金の免除等について

財務規則第143条において契約保証金の全部又は一部を免除することができる場合が定められているが、建設工事等及び建設工事等に係る委託の契約保証金の免除等については、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 契約保証金免除の取扱い
  - ① 契約保証金免除に係る取扱いは、下記4、5及び6によるものとする。

なお、契約金額が500万円以上の建設工事等に係る契約保証金については原則として免除を認めない。ただし、財務規則第143条第1号又は第2号により履行保証保険契約に係る保険証券又は工事履行保証契約に基づく履行保証証券を発注者に寄託し若しくは差し入れた場合はこの規定にかかわらず免除できるものとする。
  - ② ①の規定による保険証券等の提出に代えて、電磁的方法であって、当該履行保証保険契約

等の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保険証券等を提出したものとみなす。

- ③ 契約人が契約を履行しないときは、納付を免除した金額に相当する金額を徴収するものとする。
- ④ 契約保証金は、納付を原則とし、納付の免除はその例外規定であることから、納付された契約保証金を返還した上で、免除規定により免除することは認められないものであること。

(2) 財務規則第143条第3号に係る用語の定義等

- ① 本要領において財務規則第143条第3号で規定する用語の定義については、以下のとおりとする。

ア 「過去2年間」とは、契約締結時点を起点として過去2か年とし、終点は原則としてしゅん工（完了）年月日とする。

なお、変更契約における「過去2年間」の起点は、原則としては変更契約締結時点であるが、建設工事請負契約約款及び建設工事等に係る委託契約書（以下「建設工事等契約書」という。）において、受発注者双方の負担軽減のため、工期末等に小規模な変更をまとめて協議できるよう、変更の協議開始日は受注者の意見を聞いて定めるとされており、変更契約締結日が必ずしも変更事由発生日ではないことから、当初契約締結時点を起点としても差し支えないものとする。

イ 「国又は地方公共団体」には、国及び地方公共団体の公社・公団及び独立行政法人並びに地方独立行政法人等は含まれない。

ウ 「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、次によるものとする。

(ア) 「種類」は次の4種類とし、当該案件の種類と同一種類の契約を「種類をほぼ同じくする契約」とする。

- a 建設工事(工種・業種を問わない。)
- b 建築工事(構造・業種を問わない。)
- c 森林整備
- d 建設工事に係るコンサルタント等の業務(測量(用地測量含む)、調査、設計、工事監理等)

(イ) 規模については、当該契約額の70%を下限に発注者が認めた額の契約を「規模をほぼ同じくする契約」とする。

エ 「当該契約を確実に履行するものと認められるとき」とは、履行実績や会社の状況等から契約を確実に履行できると見込まれることをいい、判断のための書類の徴取は要しない。

- ② 実績を確認する方法は、県等との契約の場合はCORINS登録又はTECRIS登録を利用するものとし、契約保証金免除申出書に該当する工事(業務)の登録番号を記載することにより、確認書類の添付を不要とする。

なお、同登録で確認できない契約の場合は、「しゅん工(完了)検査結果通知書」の写し又はこれと同等の書類(契約書を含む。)の写しにより確認するものとする。

#### 4 建設工事等の契約保証金の免除について

(1) 財務規則第143条第1号又は第2号による免除

- ① 当該規定による免除については、建設工事等契約書に規定されているとおり、必要な保証を付したときは、契約金額にかかわらず免除できるものとする。
- ② 変更契約にあつては、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を変更契約後の契約金総額の10%以上となるよう保証契約を変更し、変更後の保険証券又は履行保証証券を発注者に寄託し若しくは差し入れた場合に免除できるものとする。
- ③ 変更前の契約金額に係る契約保証金を納付(現金による納付及び現金に代わる担保の提供。

以下同じ。)しているときは、当該規定による免除を認めない。

また、複数回の変更契約において、その一部でも契約保証金の納付が行われている場合も同様とする。

- ④ 変更前の契約金額に係る契約保証金を財務規則第 143 条第 3 号又は第 7 号により免除している場合、変更契約後の契約金総額の 10%以上の保険証券又は履行保証証券を発注者に寄託し若しくは差し入れた場合には、契約保証金を免除できるものとする。
  - ⑤ ②及び④の規定による保険証券等の提出に代えて、電磁的方法であつて、当該履行保証保険契約等の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保険証券等を提出したものとみなす。
- (2) 財務規則第 143 条第 3 号による免除  
当該規定による免除については、別紙 1 「建設工事等請負契約に係る財務規則第 143 条第 3 号による契約保証金免除の取扱い」によるものとする。
- (3) 財務規則第 143 条第 7 号による免除
- ① 当該規定による免除については、契約金額が 100 万円未満であり、かつ、契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたときは、免除できるものとする。
  - ② 変更契約にあつては、変更後の契約金総額が 100 万円未満であり、かつ、契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたときは、免除できるものとする。  
この場合、変更前の契約金額に係る契約保証金を納付しているときは、納付された契約保証金に相応する契約額（以下「納付相応契約金額」という。）と変更後の契約金総額との差額に係る契約保証金について免除できるものとする。
  - ③ 当該変更前の契約保証金が、財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号により免除されている場合は、前記②にかかわらず要領 4 (1)②により取り扱うこととする。

## 5 建設工事等に係る委託業務の契約保証金の免除について

- (1) 財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号による免除  
当該規定による免除については、上記 4 (1)各号により取り扱うものとする。
- (2) 財務規則第 143 条第 3 号による免除
- ① 当該規定による免除については、契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたときは、免除できるものとする。
  - ② 変更契約にあつては、契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び変更後の契約金総額と規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたときは、免除できるものとする。  
この場合、変更前の契約金額に係る契約保証金を納付しているときは、納付相当契約金額と変更後の契約金総額との差額に係る契約保証金について免除できるものとする。
  - ③ 当該変更前の契約保証金が、財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号により免除されている場合は、前記②にかかわらず要領 4 (1)②により取り扱うこととする。
- (3) 財務規則第 143 条第 7 号による免除  
当該規定による免除については、上記 4 (3)各号により取り扱うこととする。

## 6 契約保証金免除に係る提出書類

上記 4 及び 5 に係る提出書類は、別紙 2 「契約保証金免除に係る提出書類」によるものとする。

## 7 役務的保証を求めた場合の変更契約の取扱い

役務的保証（公共工事履行保証契約の付保割合 30%以上）を求めた場合の変更契約にあつて

は、公共工事履行保証契約を変更契約後の契約金総額に係る保証契約に変更させ、変更後の公共工事履行保証証券を差し入れさせること。

保証証券の提出に代えて、電磁的方法であって、当該履行保証契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保証証券を提出したものとみなす。

附 則

平成 27 年 3 月 11 日に施行し、平成 27 年 4 月 1 日に締結する契約から適用する。

附 則

平成 27 年 4 月 28 日に施行し、平成 27 年 5 月 1 日に締結する契約から適用する。

附 則

平成 27 年 9 月 8 日に施行し、施行日から適用する。

附 則

令和 4 年 10 月 18 日に施行し、令和 4 年 11 月 1 日に締結する契約から適用する。